

東京証券取引所の取引時間延伸に伴うデリバティブ市場の取引時間変更に係る 業務規程等の一部改正について

2023年9月22日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、2024年11月5日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、東京証券取引所の取引時間延伸に伴うデリバティブ市場の取引時間変更等について、所要の対応を行うものです。

II. 改正概要

1. デリバティブ市場の取引時間変更

(1) 取引時間

a 指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引 及び商品先物オプション取引

- ・ 日中立会について、レギュラー・セッションの終了時刻を午後3時40分に変更し、クロージング・オークションを午後3時45分に行います。当該変更に伴い、J-NET取引の終了時刻は午後4時30分とします。
- ・ 夜間立会について、オープニング・オークションを午後5時に行うこととし、レギュラー・セッションの開始時刻を午後5時に変更します。当該変更に伴い、J-NET取引の開始時刻は午後4時45分とします。

b 有価証券オプション取引

- ・ 午後立会について、レギュラー・セッションの終了時刻を午後3時40分に変更し、クロージング・オークションを午後3時45分に行います。当該変更に伴い、J-NET取引の終了時刻は午後4時30分（フレックス限月取引については、午後4時45分から午後6時までの間にも取引を実施。）とします。

(2) 取引日

- ・ 指数先物取引、指数オプション取引、商品先物取引、商品先物オプション取引及び有価証券オプション取引（フレックス限月取引に限る。）に係る取引日を、一の

(備考)

- ・ 業務規程第18条第1項及び第26条第3項
- ・ J-NET市場特例第4条第1項

- ・ 業務規程第18条第1項及び第26条第3項
- ・ J-NET市場特例第4条第1項

- ・ 業務規程第4条第1項第11号b

日の午後4時45分から、その翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）の午後4時30分までとします。

2. その他

- ・ その他、所要の改正を行うものとします。

（注）上記の規則名の略称は以下のとおり。

- ・ J-NET市場特例：J-NET市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例

III. 施行日

- ・ 2024年11月5日から施行します。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2024年11月5日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行します。

以 上